

議案第 38 号

第六次北本市総合振興計画基本構想について

別紙のとおり第六次北本市総合振興計画基本構想を定めることについて、北本市議会基本条例（平成29年条例第14号）第17条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

第六次北本市総合振興計画基本構想

1 目的と期間

(1) 目的

第六次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定め、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とします。

(2) 期間

基本構想の期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

2 将来都市像と基本理念

(1) 将来都市像

北本市のあるべき姿として、第一次北本市総合振興計画以来掲げてきた将来都市像を継承し、それぞれの立場で市民がいきいきと活躍しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

「緑にかこまれた健康な文化都市」

(2) 基本理念

本市に関わりのある様々な立場の人にとってやさしいまちであることは、市民の願いです。また、北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。

これらを踏まえ、「みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり」を基本理念とし、将来都市像の実現に向けて取り組みます。

3 推計人口

(1) 現状と推計

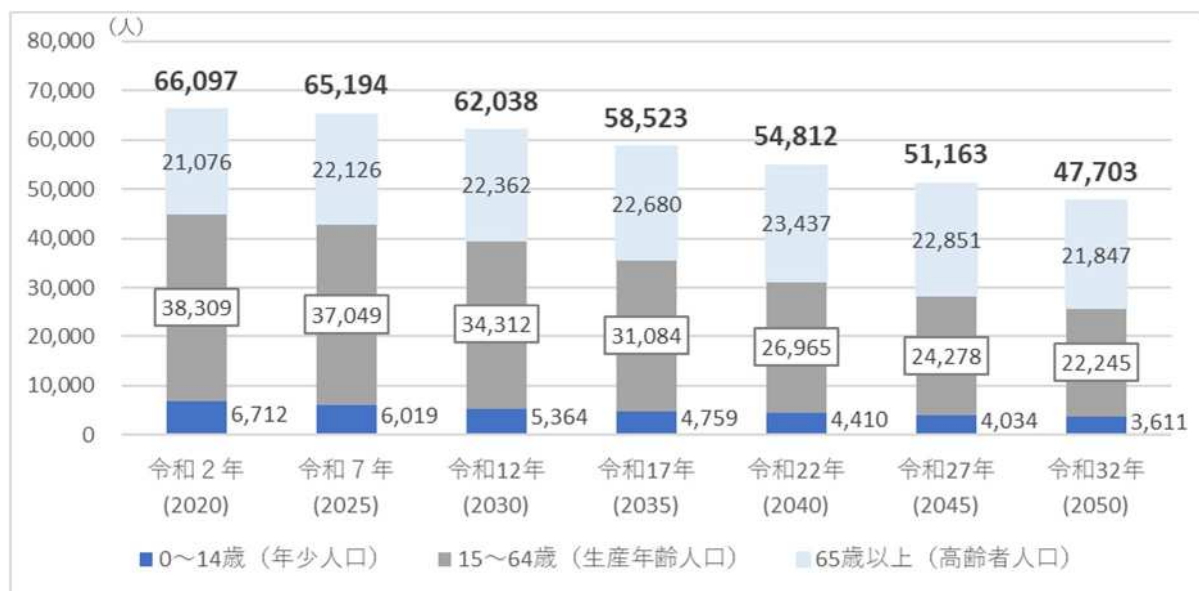
本市の人口は、平成17年をピークに減少に転じています。社会動態は、平成16年から減少が続いていましたが、令和2年より増加へ転じています。一方で、自然動態については、出生数の減少や高齢化に伴う死亡者数の増加により減少が続いています。このように、人口は社会増ではあるものの少子高齢化に伴う自然減の影響が大きいことから、今後も減少していくことが予想されます。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した「日本の地域

別将来推計人口（令和５年推計）」及び直近の人口動態を基に、これからの人口を推計すると、基本構想の中間年である令和１２年の人口は約６２，０００人、最終年である令和１７年の人口は約５９，０００人となり、その後も人口が減少していくことが見込まれます。

年齢構成に着目すると、当面、年少人口及び生産年齢人口にあっては減少が、また、高齢者人口にあっては増加が続き、少子高齢化が更に進行していくことが見込まれます。令和１７年には年少人口が４，７５９人（８．１％）、生産年齢人口が３１，０８４人（５３．１％）、高齢者人口が２２，６８０人（３８．８％）となり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は４割に迫る見込みです。

人口推計



※各年１０月１日現在

人口推計の考え方

上記の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の令和５年人口推計（以下「社人研推計」という。）を参考に、本市で独自に行ったものです。具体的には、住民基本台帳（令和２年１０月１日現在）を基に、社人研推計における変化率（生残率・移動率）等の仮定値を用いて推計（２０５０年まで）したものです。

(2) 人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

現在、日本社会は過去に経験のない人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においても、今後、継続的な人口減少と少子高齢化が確実視される中、もはや人口規模に目を向けるだけでは、従前のまちの活力を維持することは困難な時代を迎えています。

一方で、テレワークの普及等による働き方の変化をはじめ、キャッシュレス決済やeコマースの普及等による暮らし方の変化が加速しており、働く場所や住む場所にとらわれず、様々な地域とつながり、関わりを持つことができる環境にあります。

本市もこうした環境の変化をまちの活力に変えながら、持続的な発展に向け、まちづくりに取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次に掲げる事項を基本にまちづくりに取り組みます。

ア 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加

住民は市を運営していくための基礎であることから、「定住人口」の維持を図ります。

また、本市を訪れ、滞在する「交流人口」を増やすことにより地域経済の活性化を図るとともに、継続的に本市に関心を持ち、多様な形で関わり、つながりを持つ「関係人口」の輪を広げることで、多様な地域課題の解決につなげます。

イ 地域資源を活かしたまちづくり

先人から受け継いだ豊かな自然、歴史文化、また、まちに関わる人等を本市の地域資源と捉え、大切にするとともに、それらを活用することで、新たな価値を創造し、住み続けたいまちづくりを推進します。

ウ 持続可能な行財政運営

人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収の減少や社会保障経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持・補修経費の増加等、今後も厳しい財政運営が見込まれます。

一方、人口減少と少子高齢化の進行に伴う社会課題の解決に向け、行政に期待される役割が多様化することが想定されます。

こうした状況に対応するため、公共施設の適正配置等の行政資源の最適化やデジタル技術の活用等の業務の効率化により、持続可能な行財政運営を推進します。

4 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

ア 自然環境と生活環境の調和

本市の自然や歴史文化の特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

イ 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、都市機能の効率化や

国土強靱化を図り、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。

ウ 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や高速埼玉中央道路及び上尾道路（上尾バイパス）等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

エ 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点及び北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つを都市軸として位置づけ、活力やにぎわいを創出し、まちづくりの進展を図ります。

(2) 区分別の土地利用の方向性

ア 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

イ 農地エリア

優良農地の保全や周辺環境との調和を図り、適正な土地利用に努めます。

ウ 工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

エ 商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用等、にぎわいづくりを促進します。

オ 環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、北本市野外活動センター、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境やデーノタメ遺跡等の歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

カ 複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、医療・研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設等を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

キ 沿道サービスゾーン

国道17号及び南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設や流通業務施設等の誘導を図ります。

ク 土地利用検討・誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域及び市街化区域で囲まれた市街化調整区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を検討・誘導します。

ケ 市街地形成推進ゾーン

土地区画整理事業をはじめとした基盤整備を進めるとともに、隣接する公園・緑地空間と一体となった特色ある居住環境空間の形成を目指します。

コ 公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等、多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

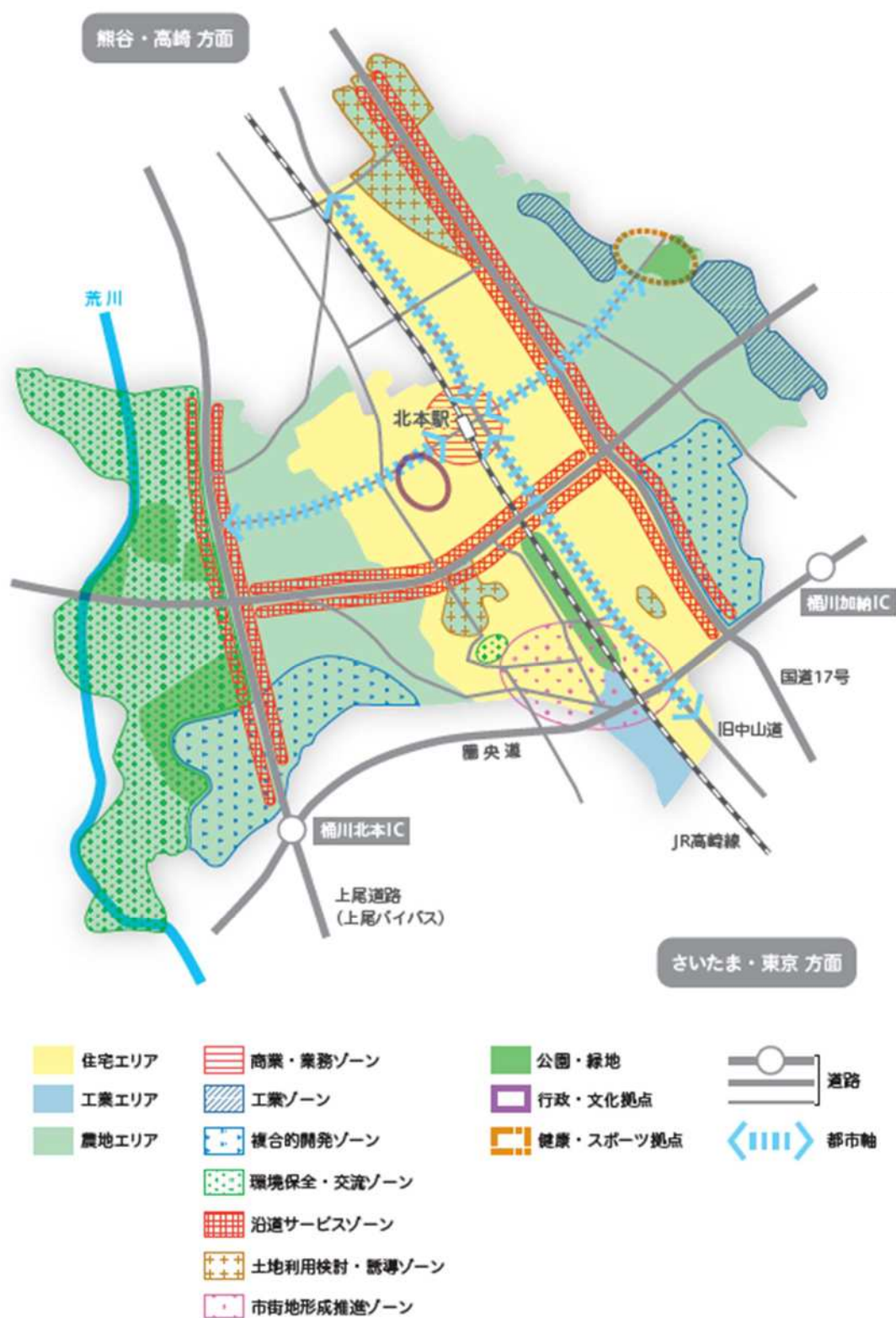
サ 行政・文化拠点

市役所、児童館及び文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

シ 健康・スポーツ拠点

体育センター及び北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



5 政策の大綱

計画期間における行政運営を強力に推進するに当たり、以下の6つの政策を定め、将来都市像の実現に向けて取り組みます。

(1) 政策1 こどもの成長を支えるまち

こどもの健やかな成長は、明るい未来につながります。こどもの権利を保障し、豊かなみどりと文化の中でのびのびと育つ環境を整えるとともに、保護者等が安心して子育てできるよう支援することにより、こどもの成長を支えるまちを目指します。

(2) 政策2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち

自然を保全・活用し、住環境や都市基盤の整備・維持管理及び防災・防犯の取組を推進するとともに、公共交通を体系的に整理し、安心・安全で自然と共存する住みやすいまちを目指します。

(3) 政策3 健康でいきいきと暮らせるまち

健康づくり・生きがいをづくりの施策を推進するとともに、暮らしを支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、人と人とのつながりの中で誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

(4) 政策4 活力あふれるまち

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、先人から受け継いだ自然、歴史文化、また、まちに関わる人等、様々な地域資源を活用し、活力あふれるまちを目指します。

(5) 政策5 みんなが参加し育てるまち

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、みんなが参加し育てるまちを目指します。

(6) 政策6 健全で開かれたまち

透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政を推進するとともに、適正に事務を執行し、デジタル技術を活用しながら、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営により、健全で開かれたまちを目指します。

第六次北本市総合振興計画

序論

目次

1 計画策定に当たって	1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)計画の期間と構成	2
2 計画策定の背景.....	3
(1)北本市の特徴.....	3
(2)社会環境の変化	4
(3)北本市の現状	6
(4)市民意識等.....	17
(5)第五次北本市総合振興計画の評価	21

1 計画策定に当たって

(1)計画策定の趣旨

北本市(以下「本市」という。)では、長期的な展望を持って総合的かつ計画的に行政運営を行うため、昭和53年度に最初の総合振興計画を策定して以来、五次にわたって総合振興計画を策定してきました。

特に近年では、全国の他の自治体と同様、本市においても人口減少局面を迎えており、その状況の中で、必ずしも量的な成長のみを追求するのではなく、どのように市民の豊かな暮らしを実現していくかという観点で、質的な成長を目指しながら市政運営を行ってきました。

こうした流れの中、平成28年度には「市民との協働による持続可能なまちづくり」を基本理念とした第五次北本市総合振興計画を策定し、目指すまちの姿や目標を成果指標等で具体的に提示した計画とすることで、市民と市とがまちづくりの方向と達成状況を共有しながら各種の取組を進めてきました。

一方で、その策定以降、本市においては、少子高齢化を伴う人口減少の進行や担い手不足、また、日常生活にも深く影響するグローバル化やデジタル化、自然災害や感染症等に対する安心・安全の意識の高まり等、我々を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。こうした状況において、定住人口の維持を目指しつつ、人口減少が進む中でも本市に関わる多様な人々の力をまちの活力に変え、本市の持つ資源を有効に活用しながら、持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

このような状況の変化を踏まえ、第五次北本市総合振興計画における成果を振り返りつつ、新たな課題にも対応していけるよう、総合的かつ計画的にまちづくりを進める指針として、第六次北本市総合振興計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

(2)計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの方向性を示すものであり、北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、第4条に定められた基本原則にのっとり策定するものです。

【北本市自治基本条例(一部抜粋)】

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第4章 市政運営

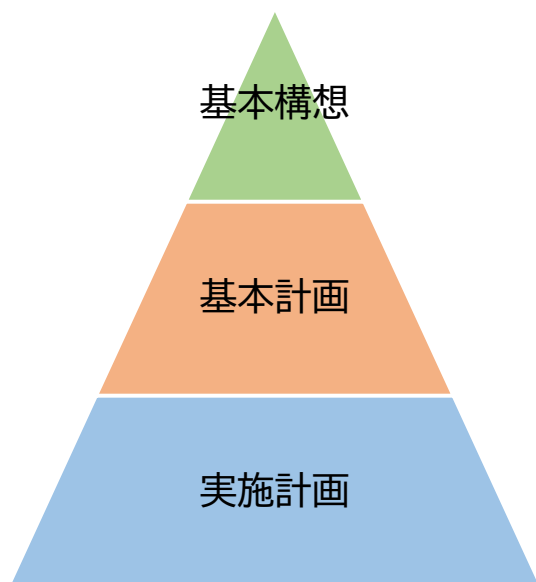
(総合計画等)

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

(3)計画の期間と構成

本計画は、基本構想及び基本計画並びに別に定める実施計画で構成します。基本構想及び基本計画については、制度改正や社会状況の変化等により必要が生じた場合は、改訂を行うこととします。



【基本構想】

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

【基本計画】

基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。

計画期間は、前期基本計画は令和8年度から令和12年度までの5年間、後期基本計画は令和13年度から令和17年度までの5年間とします。

【実施計画】

基本計画に示した施策・基本事業を実現するための事務事業について、毎年度、計画の進捗状況を確認するための評価を実施し、評価結果を予算編成等へ活用することで取組の実効性を高める計画です。

実施計画は、毎年度、見直しを行います。

2 計画策定の背景

(1)北本市の特徴

位置、地勢

本市は、埼玉県中央部に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み吉見町、川島町に接しています。江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に縦断し、西端には荒川が流れ、東西約6.4km、南北約6.8km、面積19.82㎢とバランスの良いコンパクトな市域を有するまちです。また、東京都心から約45km圏に位置しています。

本市の市域の大部分は、地盤が固く安定した地質の関東ローム層からなる大宮台地上にあり、東部の一部分が赤堀川流域の低地に、西部の一部分が荒川流域の低地に位置しています。居住に適したほぼ平坦な地形で、JR高崎線の東西に市街地が形成され、その外側には緑豊かな田園地帯が広がっています。市域には、計画的に保存してきた雑木林が点在するほか、自然に親しめる公園や緑地、湧水を多く残しており、夏の夜には湿地でヘイケボタルが飛び交う等、豊かな自然とともにある良好な住環境が形成されています。

沿革

今日の北本の原型となるようなまちなみが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には14の村からなっていましたが、明治22年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。その後、昭和18年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境の下に、昭和34年に町制施行により北本町となりました。町制施行当時は、人口15,300人、世帯数2,849世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長の中で、首都近郊の都市として人口流入が進み、昭和46年に現在の独立行政法人都市再生機構による北本団地の開発も相まって、人口は33,561人、世帯数8,667世帯となり、埼玉県の33番目の市として現在の北本市が誕生し、令和3年に市制施行50年を迎えました。

歴史・文化

本市には、縄文時代中期から後期にかけての遺跡で関東最大級の環状集落であり、令和6年に国の史跡に指定された「デーノタメ遺跡」、樹齢約800年といわれ、大正11年に国の天然記念物に指定された「石戸蒲ザクラ」、室町時代中頃に築城されたと考えられている「石戸城跡」等、これまでに築いてきた歴史や文化が残されています。

交通の状況

市の中央をJR高崎線が走り、東京駅まで49分、新宿駅まで45分で結ばれています。また、主要な道路については、JR高崎線と平行して国道17号が南北に通っています。

令和8年度には首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の全線開通が見込まれており(埼玉県内は平成27年10月に全線開通)、新大宮バイパスに接続する上尾道路(上尾バイパス)の今後の整備と併せ、更なる発展が期待されます。

(2)社会環境の変化

人口減少、少子高齢化の進行と地方創生

全国的に人口減少や少子高齢化が進行しており、地域活動や経済活動については規模の縮小や担い手不足が懸念されています。また、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれる中で、現役世代の減少と相まって、一人当たりの負担の増加等が懸念されています。

また、人口の東京一極集中については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて地方や郊外への移住が進んだことで、勢いが緩和されていたものの、近年は再度加速している状況です。一方で、テレワーク等の多様な働き方が普及し、地方や郊外への移住の動きもみられます。

こうした状況を的確に捉え、地域の強みを生かし、交流人口及び関係人口の拡大、移住・定住の促進を図ることで、将来にわたって誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

デジタル技術の進歩とその活用に向けた動き

デジタル技術の進歩やその普及の勢いは、近年もなお目覚ましい状況です。そのような中、国においては、令和4年6月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、デジタルの力を活用して「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現していくという基本的な考え方が提示されました。この中で、各自治体においては、デジタル化を推し進めるだけでなく、デジタル人材の育成・確保や、デジタル化の進む中で取り残される人がいないよう配慮すること等も求められています。

本市においても、行政サービスにおけるデジタル技術やデータの活用により、市民の利便性の向上や業務の効率化を図るとともに、これらの先端技術を利用できる人とそうでない人との間に生じる格差、いわゆるデジタルディバイド(情報格差)への配慮が求められます。

環境問題への取組

世界における経済活動の拡大等を背景に、自然環境や生物多様性の損失、将来にわたっての地球温暖化の進行とそれに伴う気候変動等が懸念されています。気候変動は、猛暑や大型台風、集中豪雨等の異常気象につながっており、世界各地で大きな被害が発生しています。また、地球温暖化の進行により、生態系や農作物の生育に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした状況を受け、国は2050年までに温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現を目指しています。本市においても、令和4年1月に表明した「北本市ゼロカーボンシティ宣言」にのっとり、2050年に向けて温室効果ガスの排出量を実質ゼロにしていくなための取組を進めるとともに、本市の貴重な資源である自然環境と生活環境の調和を保っていくことが求められます。

自然災害のリスクへの対応と安心・安全に対する関心の高まり

東日本大震災等の大規模地震のほか、台風、集中豪雨等の自然災害が多発する日本において、安心・安全に対する意識は高まっています。近い将来には更なる大規模地震の発生する確率が高いとも指摘される中、これまでに取り組んできた防災・減災の更なる強化に加え、地域機能の強靱化へ向けて自然災害のリスクマネジメントを行うことが求められています。

建造物の耐震化等インフラ面での整備を行っていくことに加え、高齢化や単身世帯の増加が進んでいる中、住民同士のつながりの強化を通して、地域全体においても支え合う取組が重要になっています。

こどもの権利の保障

こどもがいじめや虐待等を受ける重大な事態はいまだになくなっておらず、身体的・精神的なあらゆる暴力からこどもを守ることは喫緊の課題です。それに加え、こどもは大人と同様にそれぞれ人権を有する存在であり、守られる権利だけでなく、意見表明や社会参加の権利を持っています。

国では、こうしたこどもの権利を守るためのこども施策においてリーダーシップを持つ機関として、「こども家庭庁」が令和5年4月に創設されました。本市においては、全てのこどもが幸せな生活を送ることができる社会の実現を目的に、「北本市子どもの権利に関する条例」が令和4年10月に施行しており、この条例にのっとり、こどもの権利を保障していくことが求められます。

グローバル化の更なる進展

グローバル化は、社会・経済・文化等の様々な面で進展しており、国境を越えたヒト・モノ・情報の移動は一層活発になっています。こうした動向は、生活を豊かにする側面もある一方、これまでの地域や国内の枠組みを超えた行動が求められる等、社会に多大な影響をもたらしています。

今後もこうした動きが不可逆的に進展していくことを見据え、経済活動等における海外に活路を見出す取組のほか、グローバル化への対応が可能な人材の育成等、グローバル化を好機として地域社会の発展につなげていく観点が必要となります。

ウェルビーイングへの希求の高まり

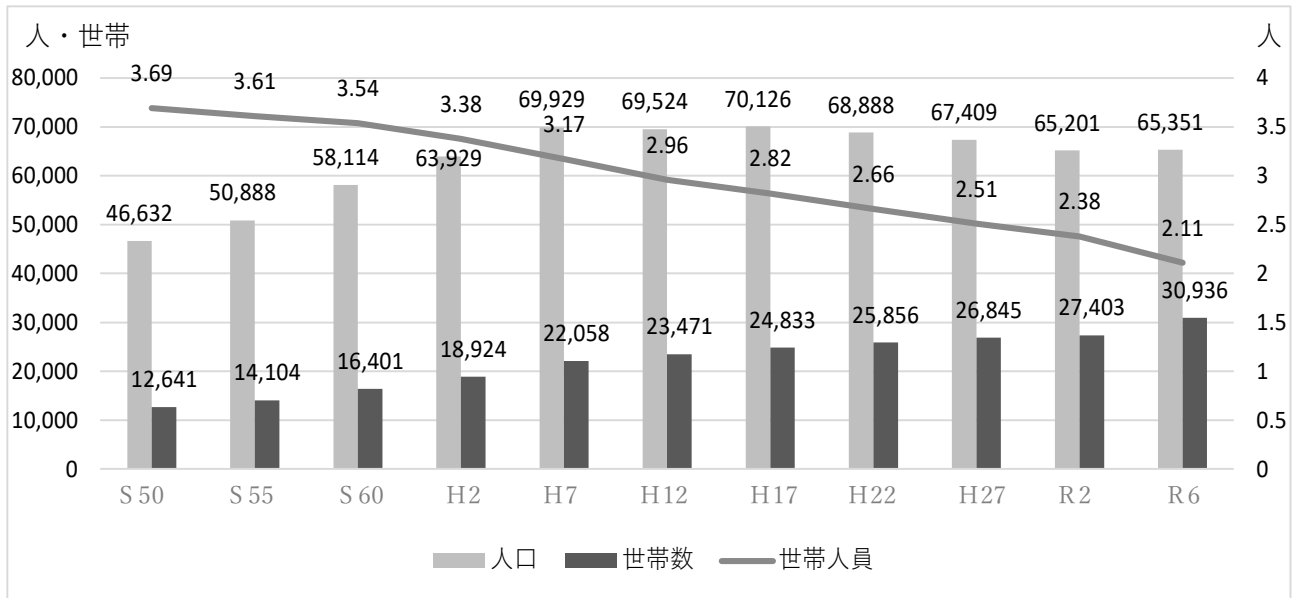
幸福な生活を実現していく上では、身体的な健康はもとより、精神的な充実や社会とのつながり等、様々な要因が複合的に関わります。このような認識の下、近年、「ウェルビーイング(Well-being)」という概念が注目されており、国の各種施策においても焦点が当てられています。これは、人が身体的・精神的・社会的に良好な満たされた状態にあることを指す概念と説明され、そのあり方は、必ずしも全員共通のものではありません。一人ひとりのライフスタイルや価値観の多様化が指摘される中、ウェルビーイングの実現に向けては、誰もが自分らしく生きることができ、他者とのつながりの中で能力を発揮することのできる社会づくりを進めることが重要です。

(3)北本市の現状

人口・世帯の状況

① 人口・世帯数・世帯人員

本市の人口は平成17年をピークに減少しています。一方、世帯数は年々増加しており、世帯の小規模化が進行しています。



出所：国勢調査、R6住民基本台帳

※R2年住民基本台帳：人口 66,097、世帯数 29,566

② 世帯構成(一般世帯・核家族世帯・単身世帯・高齢者単身世帯)

単身世帯の増加が続いている一方、核家族世帯は平成27年をピークに減少に転じています。特に単身世帯に占める高齢者単身世帯の割合が近年大きく上昇しています。

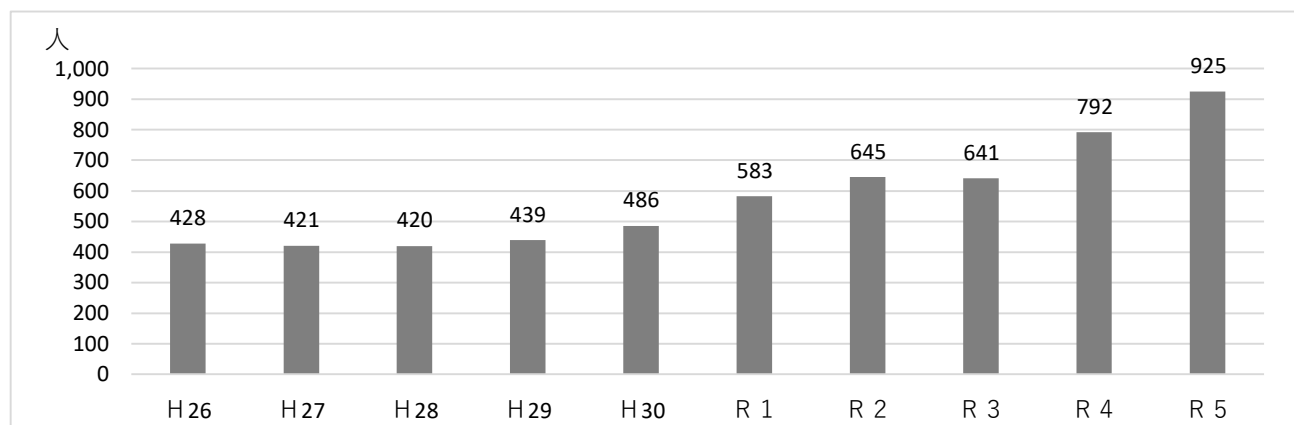
単位：世帯

区分		H12	H17	H22	H27	R2
一般世帯数		23,454	24,819	25,847	26,822	27,378
	一般世帯数のうち核家族世帯	17,161	17,881	18,035	18,088	17,824
	(割合)	(73.2%)	(72.0%)	(69.8%)	(67.4%)	(65.1%)
	一般世帯数のうち単身世帯	3,756	4,428	5,464	6,710	7,797
	(割合)	(16.0%)	(17.8%)	(21.1%)	(25.0%)	(28.5%)
	単身世帯のうち高齢者単身世帯	769	1,196	1,835	2,765	3,584
	(割合)	(20.5%)	(27.0%)	(33.6%)	(41.2%)	(46.0%)

出所：国勢調査

③ 外国人人口

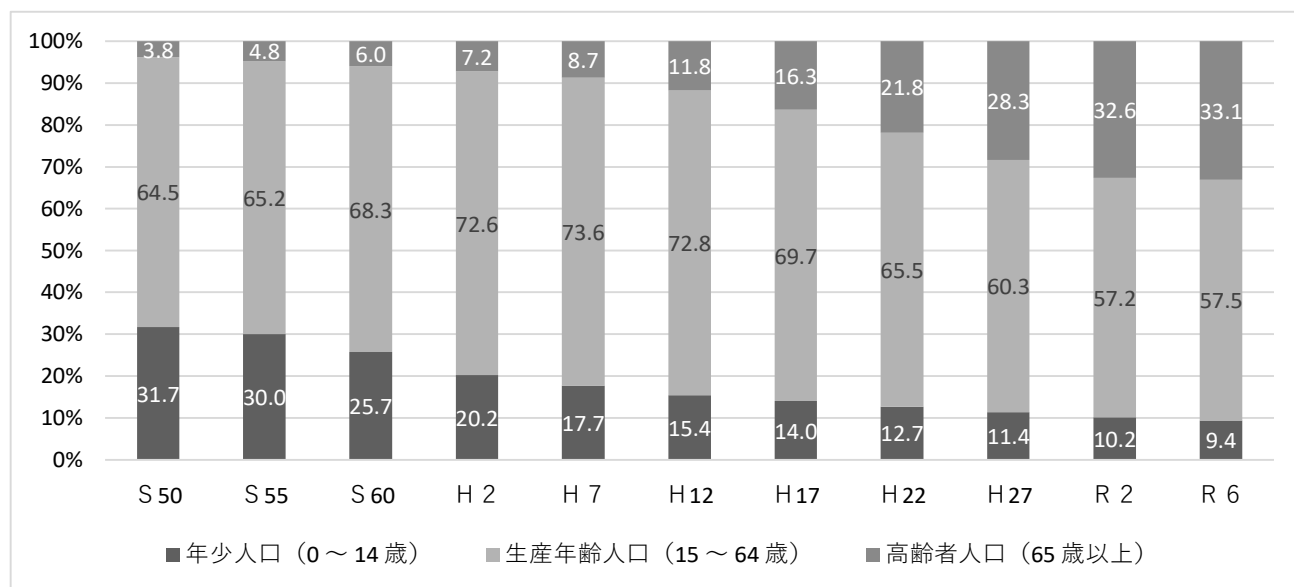
在留外国人人口は令和3年に一度減少したものの、継続して増加傾向にあります。



出所:在留外国人統計(法務省)

④ 年齢3区分別人口構成比

高齢者人口割合は上昇傾向に、年少人口割合は低下傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。
また、生産年齢人口割合についても平成7年をピークに低下しています。

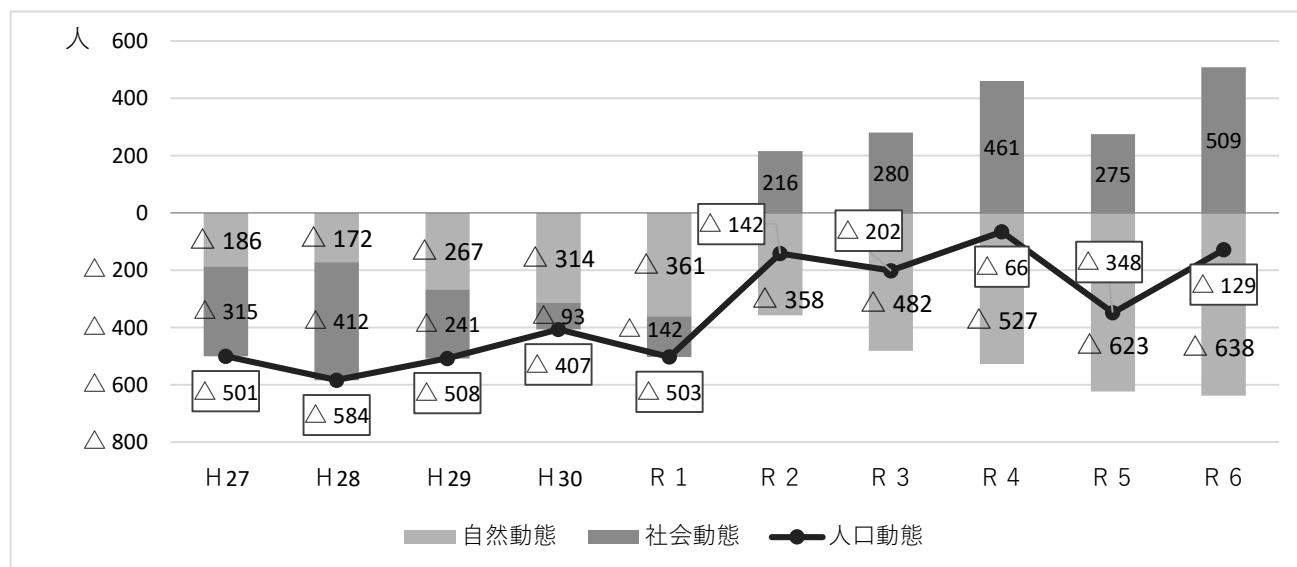


出所:国勢調査、R6住民基本台帳

⑤ 自然動態・社会動態

自然動態(出生・死亡による人口変動)をみると、減少が続いており、近年はその減少幅も大きくなっています。

一方、社会動態(転出・転入による人口変動)をみると、令和元年までは減少が続いていましたが、令和2年以降は増加が続いています。



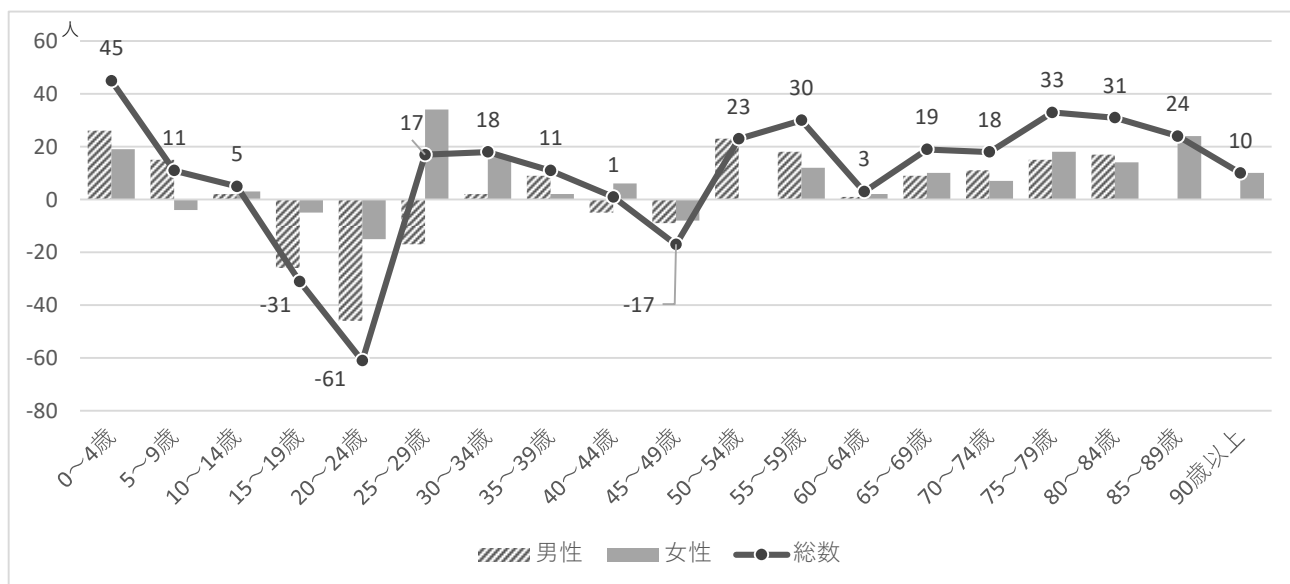
単位：人

区分		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
自然動態	出生	373	391	374	343	363	362	332	329	312	289
	死亡	559	563	641	657	724	720	814	856	935	927
	増減	△ 186	△ 172	△ 267	△ 314	△ 361	△ 358	△ 482	△ 527	△ 623	△ 638
社会動態	転入	2,208	2,068	2,160	2,240	2,238	2,416	2,393	2,714	2,697	2,819
	転出	2,523	2,480	2,401	2,333	2,380	2,200	2,113	2,253	2,422	2,310
	増減	△ 315	△ 412	△ 241	△ 93	△ 142	216	280	461	275	509
人口動態		△ 501	△ 584	△ 508	△ 407	△ 503	△ 142	△ 202	△ 66	△ 348	△ 129

出所：北本市市民課

⑥ 性・年齢別にみた社会動態

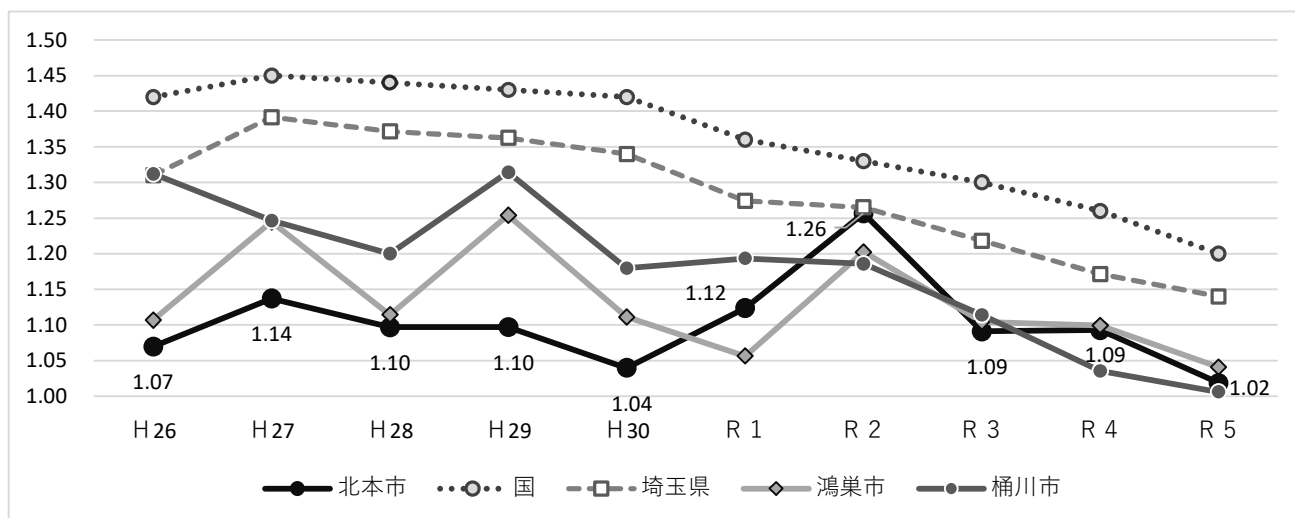
直近の社会動態を年齢別にみると、幅広い年代で社会増(転入超過)となっていますが、10代後半から20代前半にかけては男女ともに社会減(転出超過)となっています。一方、0～4歳については社会増の幅が比較的大きくなっており、子育て世帯が流入していることがうかがえます。また、全体として社会増の状況にある中で、特に女性・20代後半において社会増の幅が大きくなっています。



出所：R5住民基本台帳人口移動報告

⑦ 合計特殊出生率

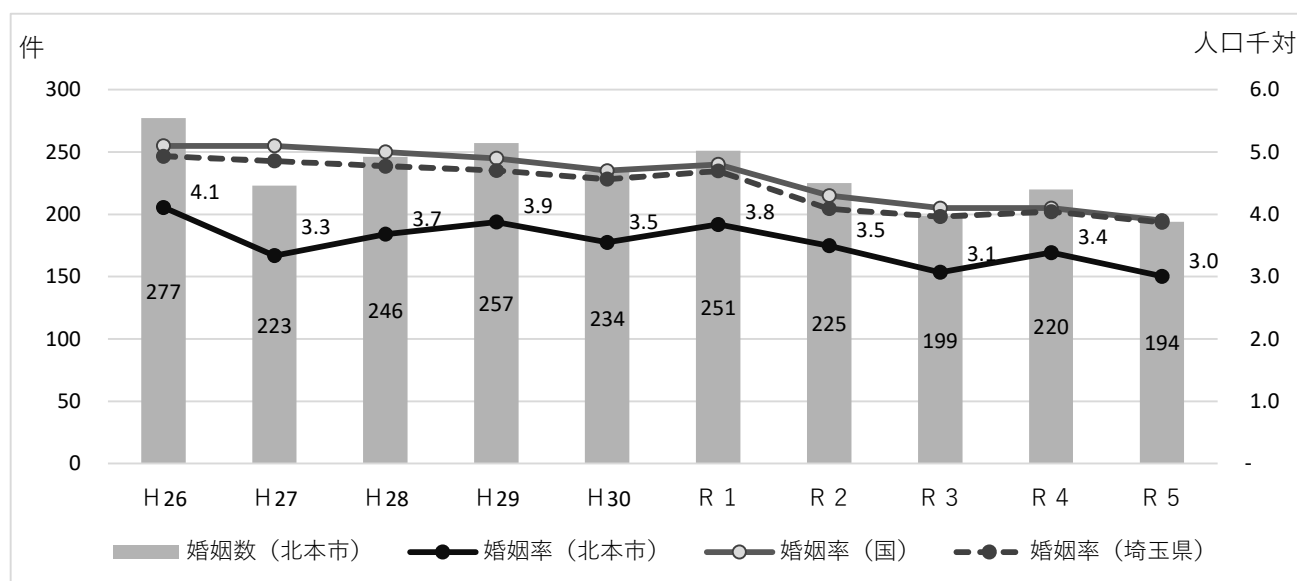
合計特殊出生率は上昇・低下を繰り返しているものの、概ね1.0から1.1程度で推移しています。また、国や県に対して比較的低い水準で推移していますが、近隣市と比較すると、近年は同程度の水準となっています。



出所：埼玉県人口動態総覧(国の数値は人口動態統計)

⑧ 婚姻数・人口千人当たり婚姻率

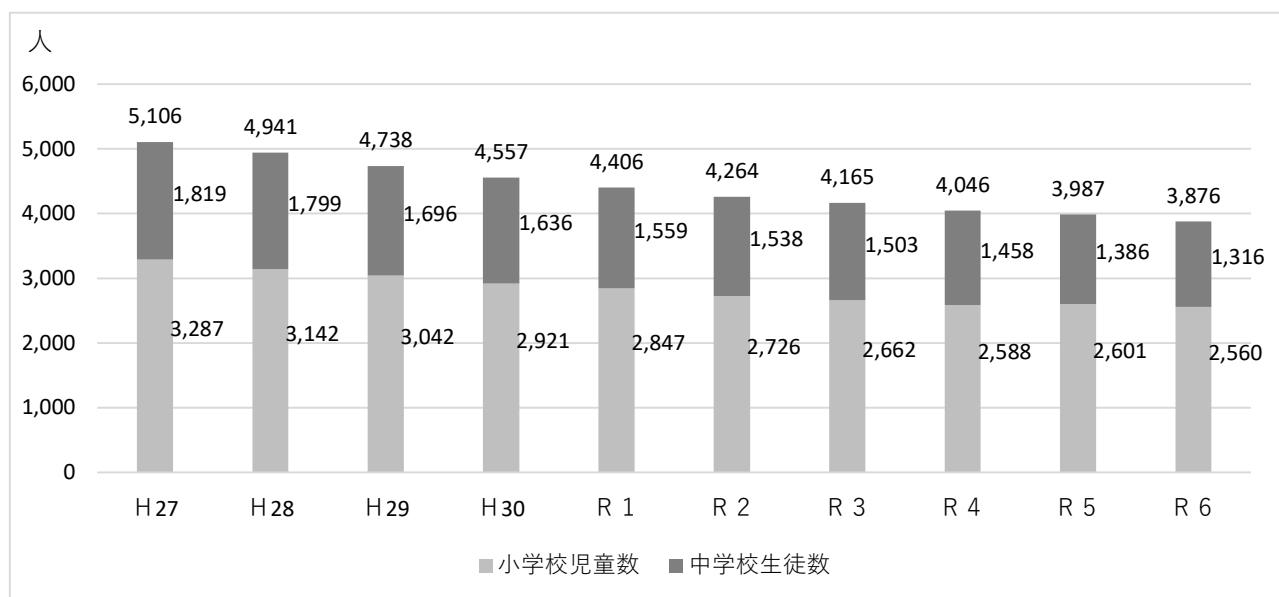
婚姻数は増減を繰り返しているものの、長期的にみると減少傾向で推移しており、令和5年の婚姻率は3.0となっています。婚姻率を国・県と比較すると、やや低い状況が続いています。



出所：埼玉県人口動態総覧（国の数値は人口動態統計）

⑨ 小学校児童数・中学校生徒数

小学校児童数は令和5年にわずかに増加したものの、減少傾向にあります。また、中学校生徒数は減少が続いている状況です。



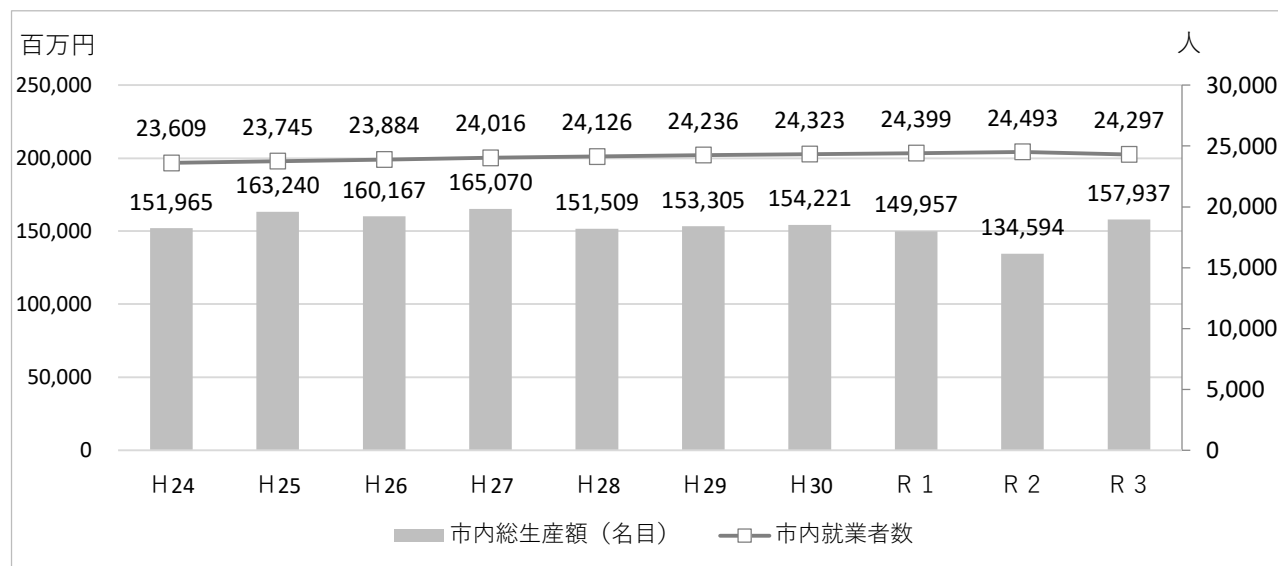
出所：学校基本調査（各年5月1日現在）

産業・経済の状況

① 市内総生産額・市内就業者数

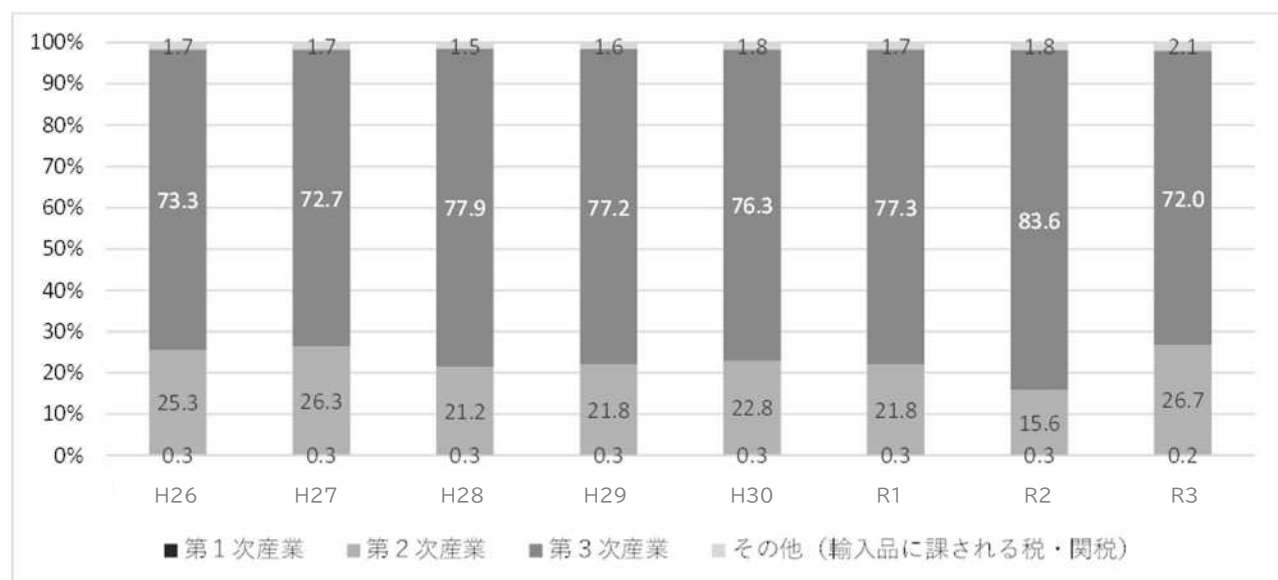
市内総生産額は令和2年度に対前年比で1割以上減少しましたが、令和3年度には大きく回復し、約1,579億円となっています。このうち72.0%を第3次産業が占めています。また、市内就業者数は近年増加傾向にありましたが、令和3年度には減少に転じています。

●市内総生産額・市内就業者数



出所：埼玉縣市町村経済計算

●市内総生産額の産業別構成比



出所：埼玉縣市町村経済計算

※控除項目（総資本形成に係る消費税）があるため、合計は100%にならない。

② 農業の状況

販売農家数は平成12年からの20年間で半数以下にまで減少しています。経営耕地面積についても、平成12年からの20年間で4割弱減少していますが、その減少の程度は販売農家数に比べるとゆるやかであり、販売農家数は減少しつつも経営規模としては大規模化が進んでいることがうかがえます。

区分	H12	H17	H22	H27	R2
販売農家数(戸)	486	381	328	268	229
経営耕地面積(ha)	481	374	352	322	300

出所：農林業センサス

③ 商業の状況

事業所数は減少傾向で推移していたものの、近年では概ね横ばいとなっています。また、従業者数と年間商品販売額については、平成24年を底として増加傾向にあります。事業所数が概ね横ばいで推移している中でこれらの数値が増加傾向にあることから、事業規模が拡大傾向にあることがうかがえます。

区分	H16	H19	H24	H26	H28	R3
事業所数(事業所)	480	476	377	387	397	387
従業者数(人)	4,293	4,431	3,705	3,822	3,882	4,142
年間商品販売額(千万円)	10,614	10,905	9,444	10,282	12,116	12,300

出所：商業統計調査(H24、H28、R3は経済センサス-活動調査)

④ 工業の状況

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも、増減を繰り返しながら推移していますが、従業者数は近年3,000人を下回っている状況です。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
製造業事業所数(事業所)	75	-	82	73	71	73	71	60	(81)	(81)
従業者数(人)	3,246	-	3,900	3,235	2,876	3,062	3,002	2,825	(2,516)	(2,795)
製造品出荷額等(千万円)	8,425	10,211	8,448	6,112	6,508	6,136	4,784	(6,531)	(7,045)	-

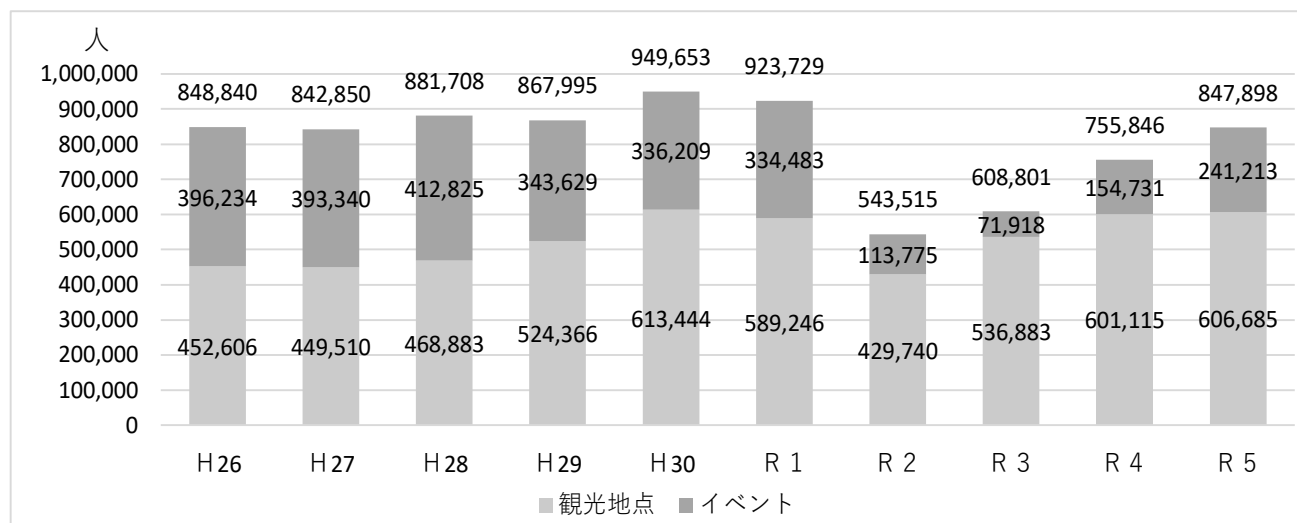
出所：工業統計調査(H28、R3は経済センサス-活動調査)

※表中の括弧内の数字は経済構造実態調査(製造業事業所調査)

※「-」はデータなし

⑤ 観光入込客数

観光入込客数は令和2年に減少して以降、増加傾向にあります。以前の水準にまでは回復しておらず、特にイベントによる数が十分に回復していません。



出所:埼玉県観光入込客統計調査

財政の状況

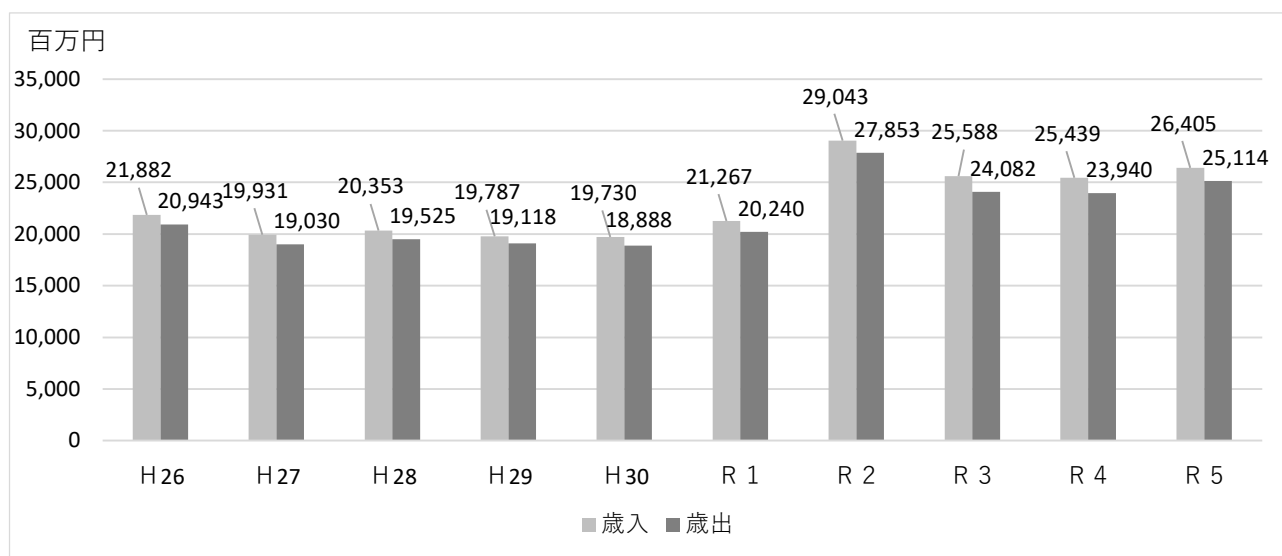
① 歳入・歳出決算額

一般会計の歳入・歳出決算額について、近年の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられた令和2年度の前年度で変動が大きくなっています。

歳入の根幹をなす市税収入は、近年は概ね横ばいで推移していますが、生産年齢人口の減少等を背景に、今後の減収が見込まれます。

また、歳出においては、人件費の増加が続いていることに加え、各種給付費の増加を背景として令和3年度以降は扶助費が60億円以上で推移しています。

● 歳入・歳出決算額の推移(一般会計)



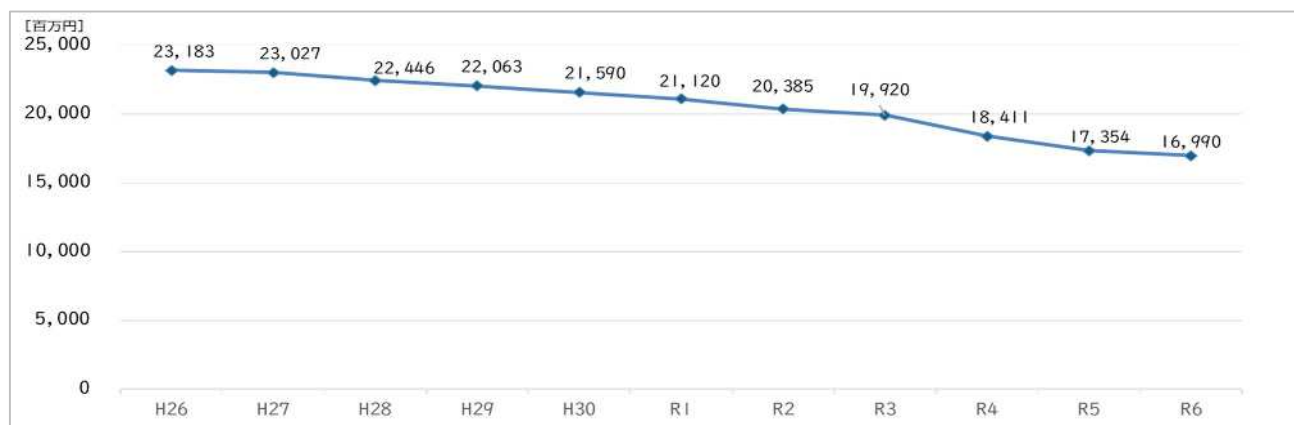
● 歳入・歳出の内訳

		(単位: 百万円)									
歳入	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	市税	9,333	9,177	9,373	9,065	8,934	8,926	8,844	8,858	8,965	9,025
	地方譲与税	135	141	140	140	141	143	144	147	140	141
	交付金	818	1,256	1,094	1,204	1,308	1,323	1,550	1,766	1,748	1,762
	地方交付税	2,036	2,018	1,902	1,822	2,043	2,203	2,315	3,004	3,022	3,346
	国・県支出金	3,863	3,874	3,974	4,016	3,778	4,310	11,987	6,867	6,310	6,244
	市債	2,946	1,474	1,303	1,574	1,618	1,680	1,423	1,792	759	989
	繰越金	983	939	901	828	669	842	1,027	1,190	1,506	1,499
	その他歳入	1,768	1,052	1,666	1,138	1,238	1,841	1,752	1,964	2,989	3,398
歳入合計		21,882	19,931	20,353	19,787	19,730	21,267	29,043	25,588	25,439	26,405
歳出	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	義務的経費	9,064	9,529	9,977	10,092	10,074	10,444	10,707	12,271	11,869	12,094
	人件費	3,283	3,401	3,355	3,312	3,312	3,307	3,385	3,434	3,508	3,593
	扶助費	4,082	4,248	4,511	4,623	4,504	4,860	5,055	6,491	6,017	6,389
	公債費	1,699	1,881	2,111	2,157	2,258	2,278	2,267	2,347	2,344	2,112
	投資的経費	3,806	962	1,028	1,139	807	1,148	751	871	931	1,442
	普通建設事業費	3,806	962	1,028	1,139	807	1,148	751	871	931	1,442
	災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他経費	8,073	8,539	8,520	7,887	8,007	8,648	16,395	10,940	11,140	11,578
歳出合計		20,943	19,030	19,525	19,118	18,888	20,240	27,853	24,082	23,940	25,114

出所: 北本市財政計画、北本市行政報告書

② 市債残高

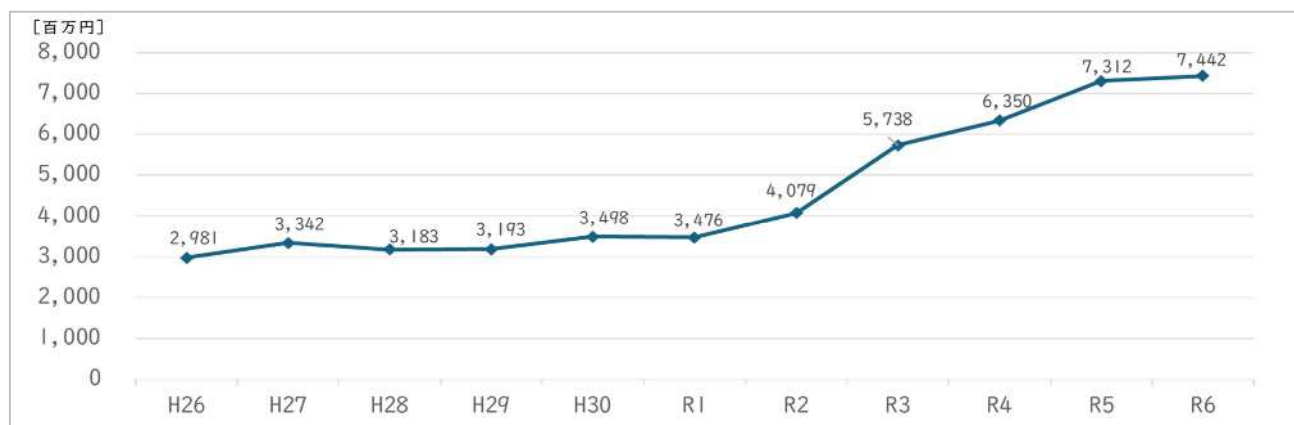
市債残高は、投資的経費の抑制に伴って減少傾向にあります。



出所：北本市財政計画、北本市行政報告書

③ 基金残高

基金については、ふるさと納税の好調等を背景として残高が増加傾向にあり、令和6年度には約74.4億円となっています。



出所：北本市財政計画

④ 財政指標

標準財政規模に対する公債費の割合を示す実質公債費比率については、平成30年度以降は概ね横ばいで推移していましたが、令和4年度には標準財政規模の減少により上昇しています。

また、標準財政規模に対する市債残高等の大きさを示す将来負担比率については、平成26年度以後、市債の発行量を抑制しているため低下傾向となっています。さらに、充当可能財源等が増加し、将来負担する負債額を上回るため、令和4年度以降は算出されない状況です。

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実質公債費比率	3.5%	4.6%	6.2%	7.3%	7.3%	7.4%	7.3%	7.9%	7.9%	7.8%
将来負担比率	42.4%	42.5%	41.5%	34.3%	27.1%	18.9%	4.8%	-	-	-

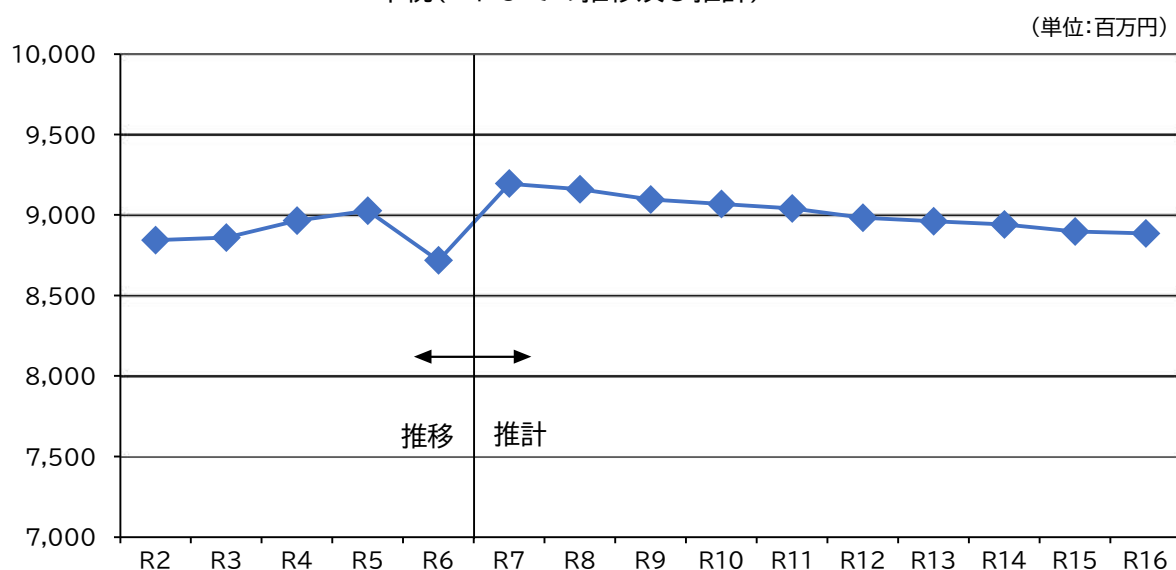
出所：北本市財政計画

⑤ 今後の見通し

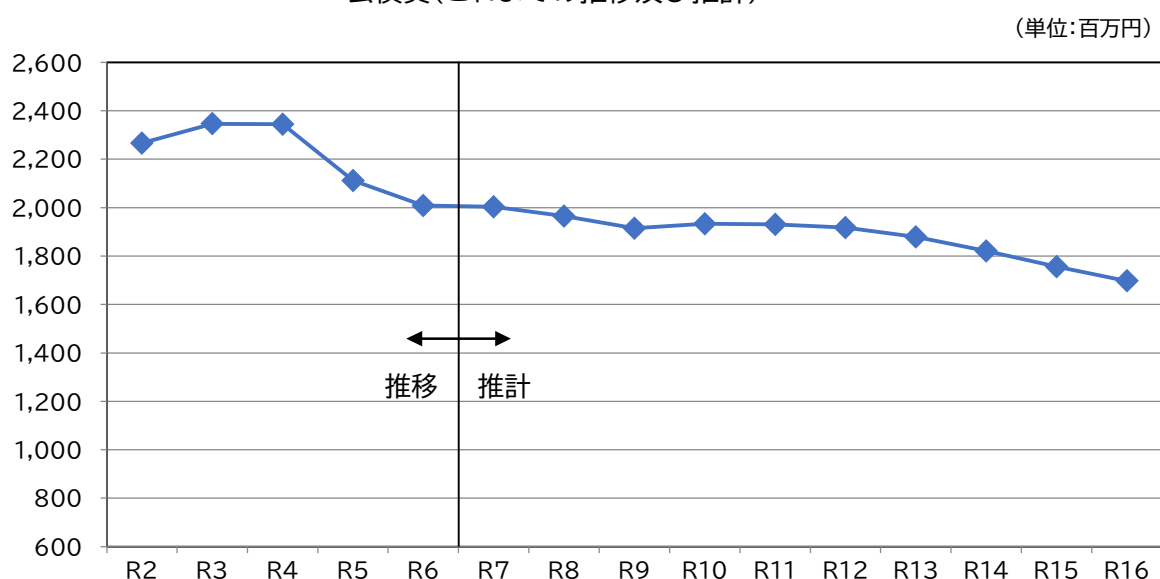
市税収入について、令和6年度は、個人住民税について定額減税が実施されたことにより、減収となっています。一方で、令和7年度は、法人市民税について市内大規模法人の生産が開始したことにより大幅な増収を見込んでいます。また、令和8年度以降は、生産年齢人口の減少による個人住民税の減収が見込まれるほか、固定資産税及び都市計画税についても減収となる見込みである等、全体として減収が続くことが想定されます。

公債費については、平成27年度以降の市債発行の抑制により、令和5年度には減少に転じていますが、公共施設の計画的再編を進めることによる増加を令和9年度以降に見込んでおり、20億円程度での推移が見込まれます。

市税(これまでの推移及び推計)



公債費(これまでの推移及び推計)



出所:北本市財政計画

(4)市民意識等

市民意識調査

市の現状や将来のまちづくりに対する市民の考えを把握することを目的として、令和6年9月に「市民意識調査」を実施しました。

■調査の実施概要

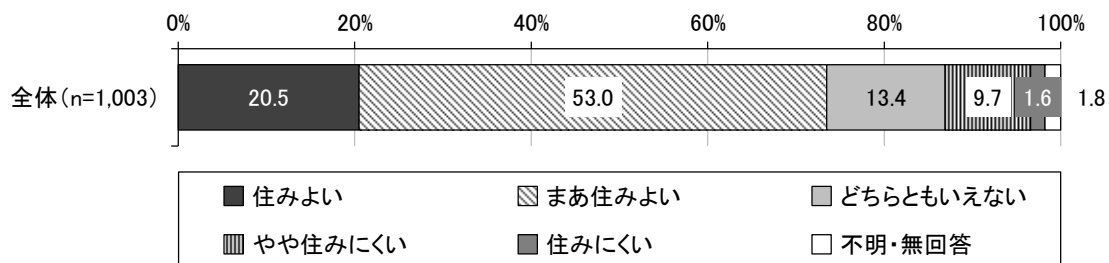
調査対象者	市内在住の18歳以上の方(無作為抽出)
調査期間	令和6年9月5日(木)～17日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収及びWEBによる本人回答方式
配布数	2,000件
有効回収数	1,003件 (内訳:郵送=729件, WEB=274件)
有効回収率	50.2%

回答結果については、他の問(例:年齢を問うもの)の回答結果とかけあわせて集計することで、各種の属性別(例:年齢別等)に分析しています(クロス集計)。属性別の集計表においては、属性別の「その他」や「不明・無回答」を記載していないため、属性別回答者数の合計は、全体のnの値とは一致しません。

① 北本市の住みやすさについて

全体では「まあ住みよい」が 53.0%と最も高く、次いで「住みよい」が 20.5%となっています。

年齢別にみると、18～29 歳で「住みよい」が 33.9%と比較的高くなっており、若年層から本市の住みやすさが評価されている状況がうかがえます。

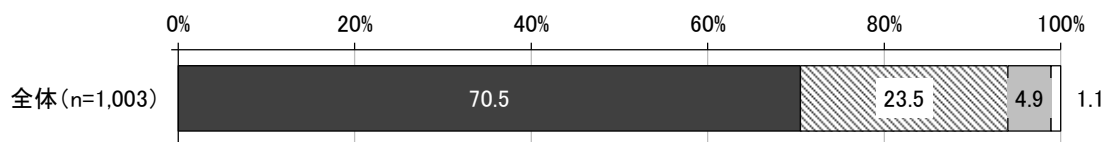


単位: %		住みよい	まあ住みよい	どちらともいえない	やや住みにくい	住みにくい	不明・無回答
全体 (n=1,003)		20.5	53.0	13.4	9.7	1.6	1.8
年齢別	18～29歳 (n=56)	33.9	46.4	8.9	8.9	—	1.8
	30～39歳 (n=76)	27.6	51.3	11.8	9.2	—	—
	40～49歳 (n=102)	14.7	57.8	17.6	6.9	2.9	—
	50～59歳 (n=168)	17.9	57.1	11.3	10.7	1.8	1.2
	60～64歳 (n=97)	15.5	55.7	16.5	9.3	2.1	1.0
	65～69歳 (n=85)	21.2	61.2	7.1	8.2	2.4	—
	70～74歳 (n=155)	21.3	54.2	15.5	5.2	1.3	2.6
	75歳以上 (n=237)	21.1	48.9	13.5	11.8	1.3	3.4

② 北本市への定住意向について

全体では「これからも(可能な限り)住み続けたい」が70.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.5%となっています。

年齢別にみると、18～29歳では「どちらともいえない」が最も高くなっており、「市の住みよさは評価する(前ページより)」が定住意向については必ずしも定まっていない」といった傾向がうかがえます。



■ これからも(可能な限り)住み続けたい	▨ どちらともいえない
■ できれば他市町村に移りたい	□ 不明・無回答

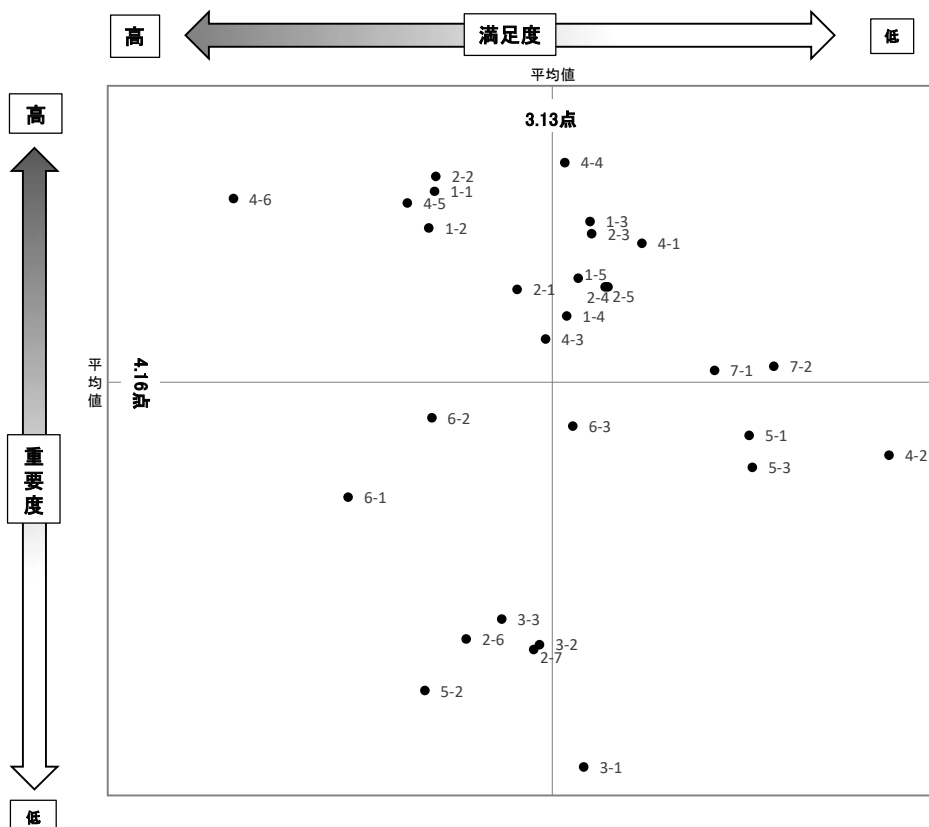
単位: %		これから(可能な限り)住み続けたい	どちらともいえない	できれば他市町村に移りたい	不明・無回答
全体 (n=1,003)		70.5	23.5	4.9	1.1
年齢別	18～29歳 (n=56)	44.6	46.4	8.9	—
	30～39歳 (n=76)	69.7	23.7	6.6	—
	40～49歳 (n=102)	64.7	27.5	7.8	—
	50～59歳 (n=168)	67.9	26.2	5.4	0.6
	60～64歳 (n=97)	71.1	24.7	3.1	1.0
	65～69歳 (n=85)	80.0	15.3	4.7	—
	70～74歳 (n=155)	78.1	18.1	2.6	1.3
	75歳以上 (n=237)	74.7	18.6	4.2	2.5

③ 施策の重要度・満足度

施策の重要度及び満足度について、5点満点で点数化した値をみると、重要度は〔道路、上・下水道、河川の整備〕が4.44点と最も高く、次いで〔保健・医療の充実〕が4.42点となっています。また、満足度は〔消防・防災の充実〕が3.35点と最も高く、次いで〔市民との情報共有〕が3.27点となっています。

重要度が高く、満足度が低い施策（下図中で右上に位置するもの）については、取り組む優先度が高いものと考えられます。

<施策の重要度及び満足度の平均点を基準とした分布図>



1-1	子育て支援の充実
1-2	母子保健と子どもに関する医療の充実
1-3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み
1-4	学校・家庭・地域の連携による教育の推進
1-5	学校教育の充実
2-1	地域福祉の推進
2-2	保健・医療の充実
2-3	高齢者福祉の充実
2-4	障がい者福祉の充実
2-5	社会保障制度の適正な運営
2-6	生涯学習の推進
2-7	スポーツ活動の推進
3-1	市民参画と協働の充実
3-2	暮らしを支える地域活動の支援
3-3	平和と人権の尊重

4-1	豊かな住環境の整備
4-2	バランスのある土地利用の推進
4-3	環境に優しいまちづくり
4-4	道路、上・下水道、河川の整備
4-5	防犯・交通・消費者対策の強化
4-6	消防・防災の充実
5-1	農業・商業・工業の振興
5-2	文化財の活用・保護
5-3	就労対策の充実
6-1	市民との情報共有
6-2	適正な事務の執行
6-3	効果的かつ効率的な行財政運営の推進
7-1	若者の移住・定住・交流促進
7-2	めざせ日本一、子育て応援都市

点数は、各回答を以下のように点数化した上で、その合計を回答者数で割ることにより算出（不明・無回答を除く。）

重要度	「重要だと思う」5点、「やや重要だと思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまり重要だと思わない」2点、「重要だと思わない」1点
満足度	「満足している」5点、「やや満足している」4点、「どちらともいえない」3点、「やや不満である」2点、「不満である」1点

(5)第五次北本市総合振興計画の評価

令和5年度事業に係る第五次北本市総合振興計画における各施策の成果指標については、未確定の5項目を除く全36項目のうち、目標値を達成した項目が12項目(33.3%)、未達成ではあるものの基準値と比較し改善した項目が10項目(27.8%)、横ばい又は基準値よりも悪化した項目が14項目(38.9%)となっています。個別の達成状況に差異はあるものの、全体としては6割強の達成又は改善が図られたことから、総合的な評価としては一定程度順調に進捗しているといえます。しかしながら、各成果指標とその目標値については、結果の良否を問わず、PDCAマネジメントサイクルの観点から必要な検証を加え、改善すべき点については、本計画の内容に的確に反映させることが重要です。

第五次北本市総合振興計画において設定した成果指標の達成率を政策別に比較すると、政策1「子どもの成長を支えるまち」(58.3%)及び政策7「人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト」(33.3%)で高くなっており、政策5「活力あふれるまち」(0%)及び政策6「健全で開かれたまち」(0%)で低くなっています。

政策1「子どもの成長を支えるまち」については、目標値に達している項目が比較的多い一方で、横ばい又は基準値より悪化した項目も多くなっています。本政策は、第五次北本市総合振興計画後期基本計画において重点分野として設定した基本事業30事業のうち11事業を集中的に位置づけた政策分野であることから、効果的かつ合理的な成果を得るための取組内容を引き続き検討することが求められます。

政策7「人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト」については、全3項目中、目標値を達成及び改善した項目が2項目であり、本市の横断的な取組が一定程度の成果を上げているものと考えられます。

また、良好な結果が得られなかった政策5「活力あふれるまち」(0%)及び政策6「健全で開かれたまち」(0%)については、目標を達成した項目は現時点においてなかったものの、改善した項目としては、政策5では全4項目中3項目、政策6では全3項目中2項目となっている状況です。

いずれにしても現時点の評価はあくまで計画期間中の中間評価であり、今後予定している本計画の基本計画の策定の際に、改めて指標の達成状況を評価するとともに各施策の目指す姿の再確認も含めて見直しを行い、指標設定の妥当性についても再検討することが求められます。

本計画の策定に当たっては、こうした第五次北本市総合振興計画の評価や、同計画の策定以降の取組状況を踏まえるとともに、社会環境の変化、各施策内の個別計画の方向性、市民意識の変化等を考慮した上で、各指標の再設計、重点分野として位置づける基本事業の再設定等の見直しを行い、より推進力のある計画としていく必要があります。

政策1 子どもの成長を支えるまち		達成	改善	横ばい・悪化	未確定
1-1	子育て支援の充実	-	-	1項目	-
1-2	母子保健と子どもに関する医療の充実	2項目	-	1項目	-
1-3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	2項目	-	-	1項目
1-4	学校・家庭・地域の連携による教育の推進	2項目	1項目	1項目	-
1-5	学校教育の充実	1項目	-	1項目	-
計		7項目	1項目	4項目	1項目
政策2 健康でいきいきと暮らせるまち		達成	改善	横ばい・悪化	未確定
2-1	地域福祉の推進	-	1項目	-	-
2-2	保健・医療の充実	-	-	-	2項目
2-3	高齢者福祉の充実	-	-	1項目	-
2-4	障がい者福祉の充実	-	-	-	1項目
2-5	社会保障制度の適正な運営	-	-	-	-
2-6	生涯学習の推進	1項目	-	-	-
2-7	スポーツ活動の推進	-	1項目	-	-
計		1項目	2項目	1項目	3項目
政策3 みんなが参加し育てるまち		達成	改善	横ばい・悪化	未確定
3-1	市民参画と協働の充実	1項目	-	1項目	-
3-2	暮らしを支える地域活動の支援	-	-	1項目	-
3-3	平和と人権の尊重	-	-	1項目	-
計		1項目	-	3項目	-
政策4 快適で安心・安全なまち		達成	改善	横ばい・悪化	未確定
4-1	豊かな住環境の整備	-	-	1項目	-
4-2	バランスのある土地利用の推進	-	-	-	-
4-3	環境に優しいまちづくり	1項目	-	-	-
4-4	道路、上・下水道、河川の整備	-	-	1項目	-
4-5	防犯・交通・消費者対策の強化	-	1項目	1項目	-
4-6	消防・防災の充実	1項目	-	1項目	-
計		2項目	1項目	4項目	-
政策5 活力あふれるまち		達成	改善	横ばい・悪化	未確定
5-1	農業・商業・工業の振興	-	1項目	-	-
5-2	文化財の活用・保護	-	1項目	-	-
5-3	就労対策の充実	-	1項目	1項目	-
計		-	3項目	1項目	-
政策6 健全で開かれたまち		達成	改善	横ばい・悪化	未確定
6-1	市民との情報共有	-	1項目	-	-
6-2	適正な事務の執行	-	1項目	-	-
6-3	効果的かつ効率的な行財政運営の推進	-	-	-	1項目
計		-	2項目	-	1項目
政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト		達成	改善	横ばい・悪化	未確定
7-1	若者の移住・定住・交流促進	1項目	1項目	-	-
7-2	めざせ日本一、子育て応援都市	-	-	1項目	-
計		1項目	1項目	1項目	-

施策における指標について、達成度別の指標は以下のとおりです。

【達成した指標】

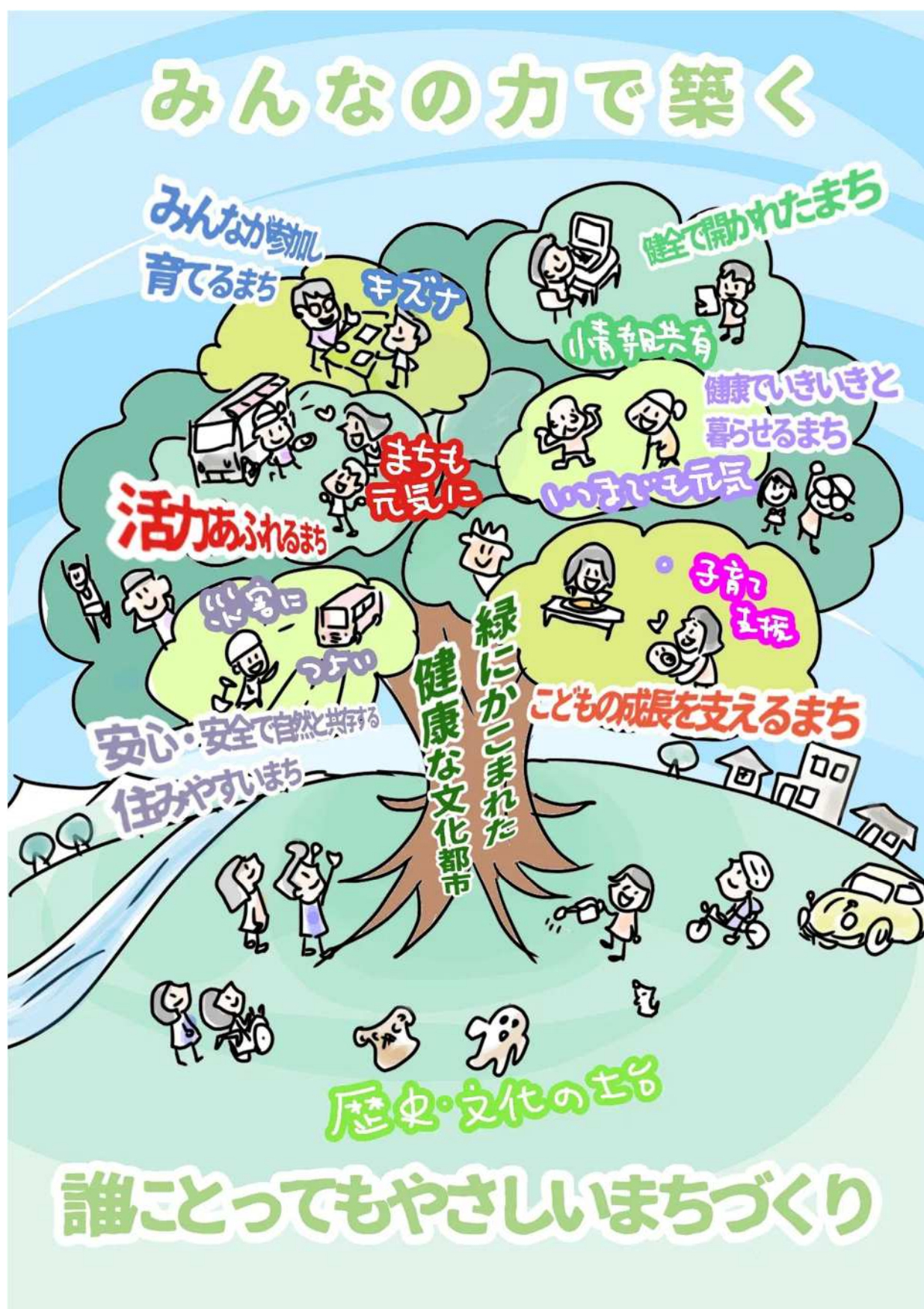
施策	指標
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合(4か月児健診)
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合(1歳6か月児検診)
1-3	栄養状態の不良な子どもの割合(3歳児)
1-3	栄養状態の不良な子どもの割合(6歳児)
1-4	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合(児童)
1-4	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合(生徒)
1-5	学力が伸びた児童・生徒の割合(児童)
2-6	生涯にわたって学習に取り組んでいる市民の割合
3-1	市民参画手続に参画した人数
4-3	温室効果ガスの総排出量(市全体)
4-6	災害による負傷者および死亡者数
7-1	25歳から34歳までの女性の社会増減

【改善した指標】

施策	指標
1-4	地域に学習の機会と場がある児童・生徒の割合(生徒)
2-1	相談した困りごとの解決が図られたと感じる市民の割合
2-7	週1回以上のスポーツ実施率
4-5	人口千人当たりの犯罪件数
5-1	就業者一人当たり市内純生産
5-2	文化財を見学または学習した市民の割合
5-3	市内有効求人倍率
6-1	市が公開している情報にアクセスすることができる市民の割合
6-2	監査委員による定例監査の指摘件数
7-1	25歳から34歳までの女性mGAP

【横ばい・悪化した指標】

施策	指標
1-1	市の子育て支援策が充実していると思う子育て世代の割合
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合(3歳児検診)
1-4	地域に学習の機会と場がある児童・生徒の割合(児童)
1-5	学力が伸びた児童・生徒の割合(生徒)
2-3	65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率
3-1	協働により実施した事業の件数
3-2	地域活動に参加している市民の割合
3-3	あらゆる人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合
4-1	安心で安らげるまちなみとなっていると思ふ市民の割合
4-4	道路、上・下水道、河川の整備不良により発生した人身・物損の事故件数
4-5	人口千人当たりの交通事故件数
4-6	火災による負傷者および死亡者数
5-3	市内失業率
7-2	出生数





北総審収第1号
令和7年4月25日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市総合振興計画審議会
会長 大 下 茂



第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について（答申）

令和6年11月20日付北政政発第43号で諮問のありました第六次北本市総合振興計画基本構想（案）につきまして、下記のとおり答申します。

記

- 1 本審議会は、市長から諮問された第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、審議において示された修正案を含め、その内容は妥当であると認める。
- 2 新たな総合振興計画がわかりやすく親しみをもちやすいものとなるよう、図やイラストなどを用いるとともに、外来語やカタカナ語、行政用語には説明を付すなど工夫すること。
- 3 基本計画（案）の策定にあたっては、この基本構想（案）に基づき、将来都市像の実現に向け、みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくりを基本理念とし、市民の意見等に十分配慮され、持続可能な行財政運営を意識した上で、着実な実施に努められたい。